

ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、ダム事業の廃止等に伴い水没しないこととなる土地の区域及びその周辺の地域のうち、生活環境及び産業基盤の整備等が他の地域に比較して低位にあり、当該ダム事業の廃止等に伴い振興を図る必要がある地域について、国土交通大臣による特定地域振興基本方針の策定、都道府県による特定地域振興計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めることにより、その振興を図り、もってその住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とするものとする。 (第一条関係)

二 定義

1 この法律において「ダム事業」とは、国土交通大臣が河川法第九条第一項の規定により自ら建設するダム又は独立行政法人水資源機構が建設する独立行政法人水資源機構法第二条第四項に規定する特定施設に該当するダムの建設工事に関する事業をいうものとする。

2 この法律において「ダム事業の廃止等」とは、(1)から(3)までに掲げるダムに係るダム事業（当該ダ

ムの建設に伴う損失の補償として実施される事業（第三の二の二の(2)において「損失補償事業」という。）を除く。）について、(1)から(3)までに定める措置がとられることをいうものとする。

(1) 河川法第十六条の二第一項に規定する河川整備計画（河川法の一部を改正する法律（以下「河川法改正法」という。）附則第二条第二項の規定により河川整備計画とみなされるものを除く。以下「河川整備計画」という。）に定められたダム 当該ダムに係るダム事業の廃止又はダム事業の縮小（当該ダム事業の施行により水没することとなる土地の区域の大幅な縮小を伴うものに限る。以下同じ。）をその内容に含む河川整備計画の変更が行われること。

(2) 河川法改正法附則第二条第二項の規定により河川整備計画とみなされる工事実施基本計画に定められたダム 当該ダムに係るダム事業が施行されることとされていた場所を含む河川の区間について、当該ダム事業を施行しないこと又は当該ダム事業の縮小をすることをその内容に含む河川整備計画が新たに定められること。

(3) 特定多目的ダム法第四条第一項に規定する基本計画又は独立行政法人水資源機構法第十三条第一項に規定する事業実施計画（以下「基本計画等」という。）に定められたダム 基本計画等の廃止

又は当該ダムに係るダム事業の廃止若しくはダム事業の縮小をその内容とする基本計画等の変更が行われること。

(第二条関係)

第二 特定地域振興基本方針

1 国土交通大臣は、特定地域の振興を図るための基本的な方針（以下「特定地域振興基本方針」という。）を定めなければならないものとする。

2 特定地域振興基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 特定地域の振興の意義及び方向に関する事項
 - (2) 特定地域の指定に関する事項
 - (3) 特定地域振興計画の作成について指針となるべき事項
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、特定地域の振興のために必要な事項
- 3 国土交通大臣は、特定地域振興基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならないものとする。
- (第三条関係)

第三 特定地域振興計画の作成等

一 特定地域の指定等

1 国土交通大臣は、都道府県知事の申出により、特定地域振興基本方針に基づき、ダム事業の廃止等に伴い水没しないこととなる土地の区域及びその周辺の地域のうち、生活環境及び産業基盤の整備等が他の地域に比較して低位にあり、当該ダム事業の廃止等に伴い振興を図る必要がある地域を特定地域として指定することができるものとする。

2 都道府県知事は、1の申出をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならないものとする。

3 国土交通大臣は、1の指定を行おうとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならぬものとする。

4 国土交通大臣は、1の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならないものとする。

(第四条関係)

二 特定地域振興計画

1 都道府県は、第三の一の4の公示があったときは、特定地域振興基本方針に基づき、当該特定地域

を振興するための計画（以下「特定地域振興計画」という。）を作成することができるものとする」と。

2 特定地域振興計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 特定地域の振興に関する基本的な方針

(2) 公共施設及び公益的施設の整備に関する事業に関する事項（ダム事業の廃止等の後においても継続する損失補償事業及び水源地域対策特別措置法第四条第二項に規定する整備事業を含む。）

(3) 農林水産業その他の産業の振興に関する事項

(4) ダム事業を施行する者（以下「ダム事業者」という。）が当該ダム事業の用に供するために取得した土地の利用に関する事項

(5) 特定地域の振興を図るため、補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業に関する事項

(6) ダム事業の施行により整備された地すべりを防止するための施設（以下「地すべり防止施設」と

いう。)及び急傾斜地の崩壊を防止するための施設(以下「急傾斜地崩壊防止施設」という。)の管理に関する事項

(7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、特定地域の振興に関し必要な事項

3 都道府県は、特定地域振興計画の作成に当たっては、ダム事業の廃止等に伴い水没しないこととなる土地の区域の住民の生活環境の整備に特に配慮しなければならないものとする。

4 都道府県は、特定地域振興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

(第五条関係)

三 特定地域振興協議会

1 都道府県は、第三の二の1の規定により作成しようとする特定地域振興計画及びその実施に関し必要な事項その他特定地域の振興に関し必要な事項について協議するため、特定地域振興協議会(以下「協議会」という。)を組織することができるものとする。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成するものとする。

(1) 1の都道府県

(2) 関係市町村

(3) 特定地域振興計画に定めようとする事業又は定められた事業を実施すると見込まれる者

(4) ダム事業者

3 協議会を組織する都道府県は、必要があると認めるときは、2に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 当該都道府県が作成しようとする特定地域振興計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

(2) その他当該都道府県が必要と認める者
(第六条関係)

第四 特定地域振興計画に基づく特別の措置

一 国有財産の譲与等

1 国は、国有財産法第二十八条の規定にかかわらず、特定地域内に存するダム事業の廃止等に伴い不用となった土地、工作物その他の物件のうち、普通財産である国有財産を、特定地域振興計画に記載された第三の二の2の(4)に規定する土地の利用に供するため、当該ダム事業に要した費用を負担した

地方公共団体に、その負担した費用の額の範囲内において譲与することができるものとする。

2 国は、特定地域内に存するダム事業の廃止等に伴い不用となった土地、工作物その他の物件のうち、普通財産である国有財産（1の規定により譲与するものを除く。）を売り払おうとする場合において、次に掲げる者からその買受けの申請があつたときは、これを他に優先させなければならぬものとする。

(1) 当該国有財産を特定地域振興計画に基づく事業の用に供する地方公共団体、特定地域の住民その他の者

(2) 当該国有財産（(1)に掲げる者に売り払うものを除く。）に特別の縁故がある者であつて国土交通省令で定めるもの
(第七条関係)

二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例

地方公共団体が特定地域振興計画に記載された第三の二の2の(5)に規定する事業を行う場合においては、都道府県が当該特定地域振興計画について国土交通大臣の同意を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二條に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす

ものとする。

(第八条関係)

三 地すべり等防止法の特例

1 地すべり等防止法第五十一条第一項に規定する主務大臣（以下「主務大臣」という。）は、特定地域振興計画に記載された第三の二の2の(6)に規定する地すべり防止施設の管理のために必要な区域について、同法第三条第一項の規定により地すべり防止区域として指定しようとするときは、同項の規定にかかわらず、関係都道府県知事の意見を聴くことを要しないものとする。

2 1の場合において、主務大臣は、ダム事業者に対し、地すべり防止施設の整備に際し地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり地域に関し行った地形、地質、降水、地表水若しくは地下水又は土地の滑動状況に関する現地調査の結果について報告を求めることができるものとする。

3 1の場合において、都道府県知事は、地すべり等防止法第九条前段の規定にかかわらず、地すべり防止区域内における地すべり防止工事を実施しようとする場合を除き、地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、及びこれを主務大臣に提出することを要しないものとする。

(第九条関係)

四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例

1 都道府県知事は、特定地域振興計画に記載された第三の二の二の(6)に規定する急傾斜地崩壊防止施設の管理のために必要な区域について、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の規定により急傾斜地崩壊危険区域として指定しようとするときは、同項の規定にかかわらず、関係市町村長の意見を聴くことを要しないものとする。

2 1の場合において、都道府県知事は、ダム事業者に対し、急傾斜地崩壊防止施設の整備に際し当該指定に係る土地に関し行った地形、地質、降水等の状況に関する現地調査の結果について報告を求めることができるものとする。

(第十条関係)

五 国の補助

1 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、地方公共団体が特定地域振興計画に基づいて行う事業の実施に要する費用の一部を補助することができるものとする。

2 1の規定による補助金の交付に当たっては、特定地域振興計画に基づいて行う事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

(第十一条関係)

六 地方債についての配慮

地方公共団体が特定地域振興計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(第十二条関係)

第五 雑則

一 国は、都道府県知事が自ら建設するダムの建設工事に関する事業の廃止又は縮小に伴い水没しないこととなる土地の区域及びその周辺の地域のうち、生活環境及び産業基盤の整備等が他の地域に比較して低位にあり、当該事業の廃止又は縮小に伴い振興を図る必要がある地域について、都道府県がその振興を図る場合には、必要な支援に努めるものとする。

(第十三条関係)

二 国土交通省令への委任及び経過措置について、所要の規定を設けるものとする。

(第十四条・第十五条関係)

第六 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 経過措置

第四条の規定は、この法律の施行の日以後にダム事業の廃止等があった場合について適用するものとする。

(附則第二項関係)